

立入検査において認められた不備事例

- 元暴力団員が関与する会社に対して債権譲渡を行っていたことに関し、債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号。以下「法」という。)第19条第2項違反の事実は認められないものの、当該債権譲渡に関連する一連の事務処理において、不適切な対応が認められる。
- 会社全体として、暴力団等の関与を排除しようとする意識が欠如しており、法令遵守意識の徹底が不十分である。
- 個別案件を特定の社員に任せきりにするなど、従業員管理やリスク管理等の債権管理回収業を適正に営むための管理態勢、相互牽制態勢が十分に構築されていない。
- 法に規定する各種事項について、不適切な事務処理が認められる。